

我が国の貿易を巡る諸情勢について

2026年3月6日

財務省

大臣官房審議官（関税局担当）

中澤 正彦

1. 貿易統計で見る我が国の輸出入の動向

2. 貿易統計では見えない世界

～20万円以下の輸入の実態とその対処～

3. 不当廉売関税

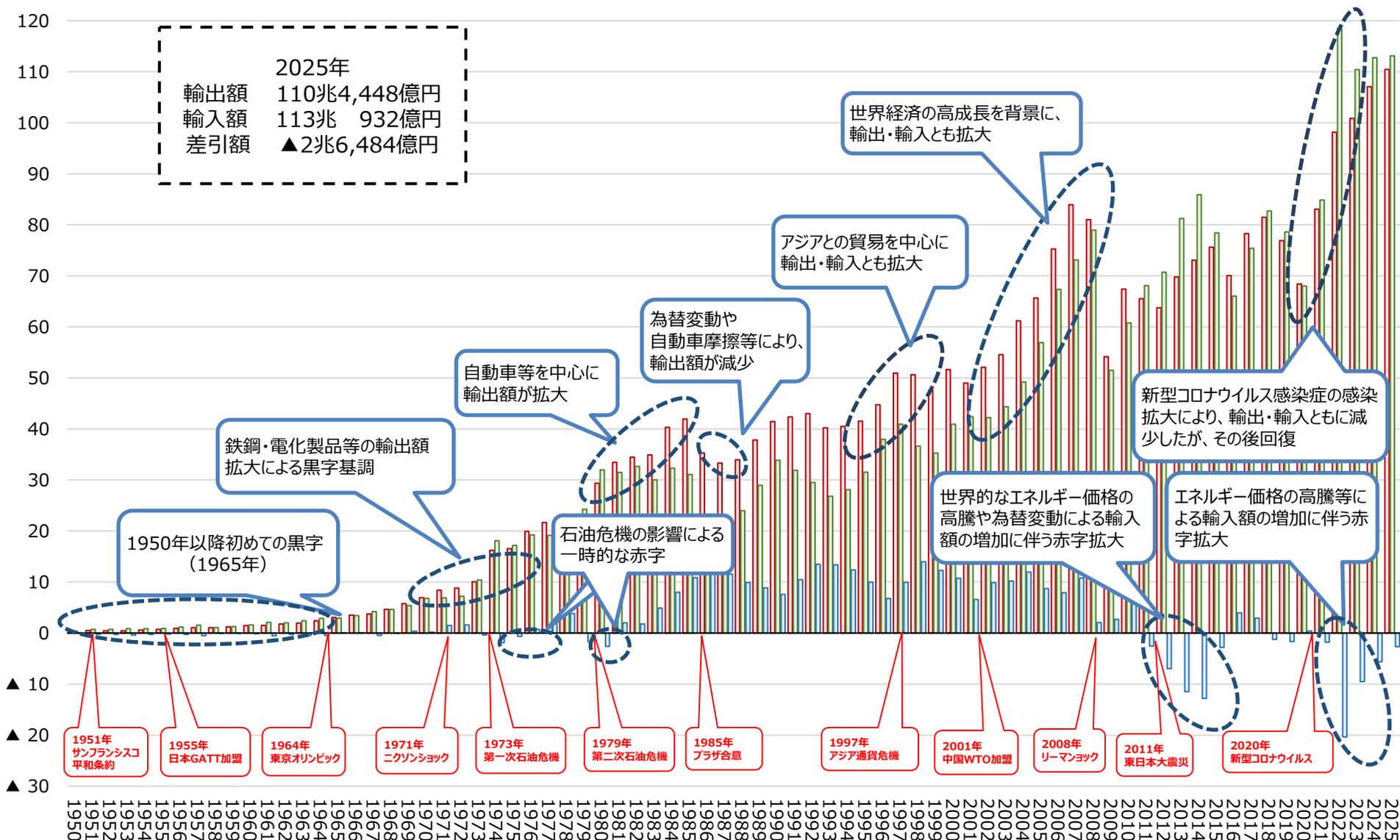
4. 米国関税措置・対露制裁・経済安全保障

5. EPA

6. 税関行政の中長期ビジョン

日本の貿易額の推移

■ 輸出額 ■ 輸入額 ■ 差引額

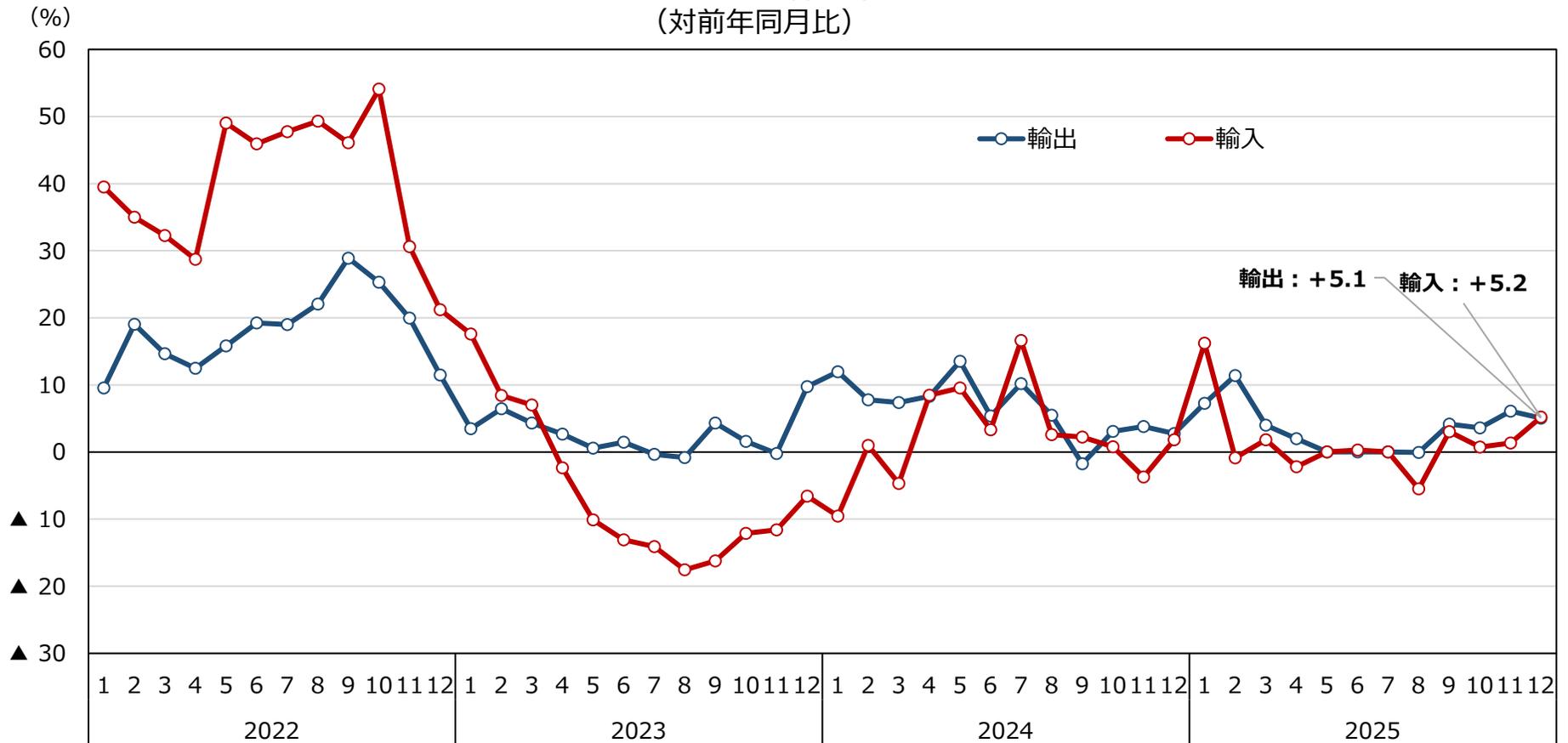


(出典) 財務省「貿易統計 (2025年: 確速値、2024年以前: 確定値)」

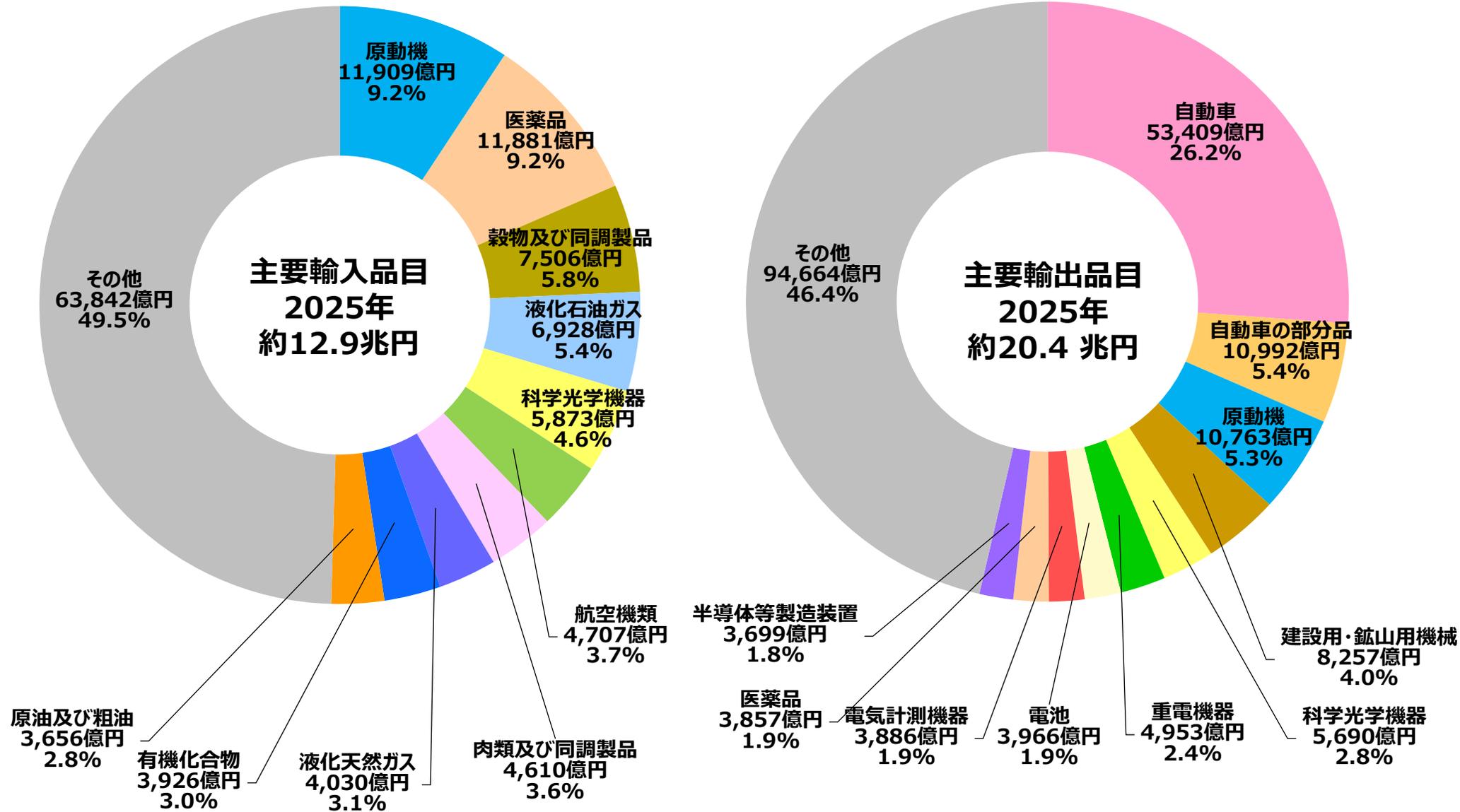
日本の輸出入の最近の動向

- 輸出額は、半導体等電子部品及び原動機の輸出が寄与し増加傾向。
- 輸入額は、石油、石炭、LNGなどのエネルギー資源の輸入増等により、2022年は急増したが、2023年はその反動で減少。2024年以降は再び増加傾向。

輸出入額の伸び率
(対前年同月比)



日本の対米品目別輸出入動向（2025年）



対米貿易収支及び自動車の輸出入状況

(出所) 貿易統計より作成

自動車には、概況品による「自動車」を計上。

輸出額・輸入額及び貿易収支

(億円)

棒グラフ：輸出額、輸入額
折れ線グラフ：貿易収支



4月→5月
対米貿易黒字3,193億円減少
(自動車による貿易黒字は4月と比べ1,437億円減少)

2026年1月
輸出：1兆4,621億円
(うち自動車：3,955億円)
輸入：1兆951億円



自動車の輸出入台数

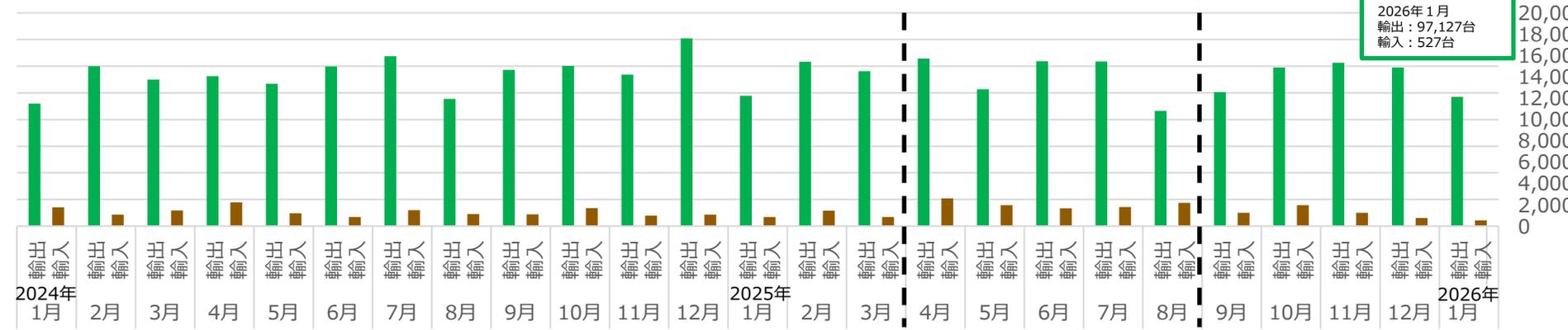
2025年4月3日
自動車追加関税25%

2025年9月16日
自動車関税15%に

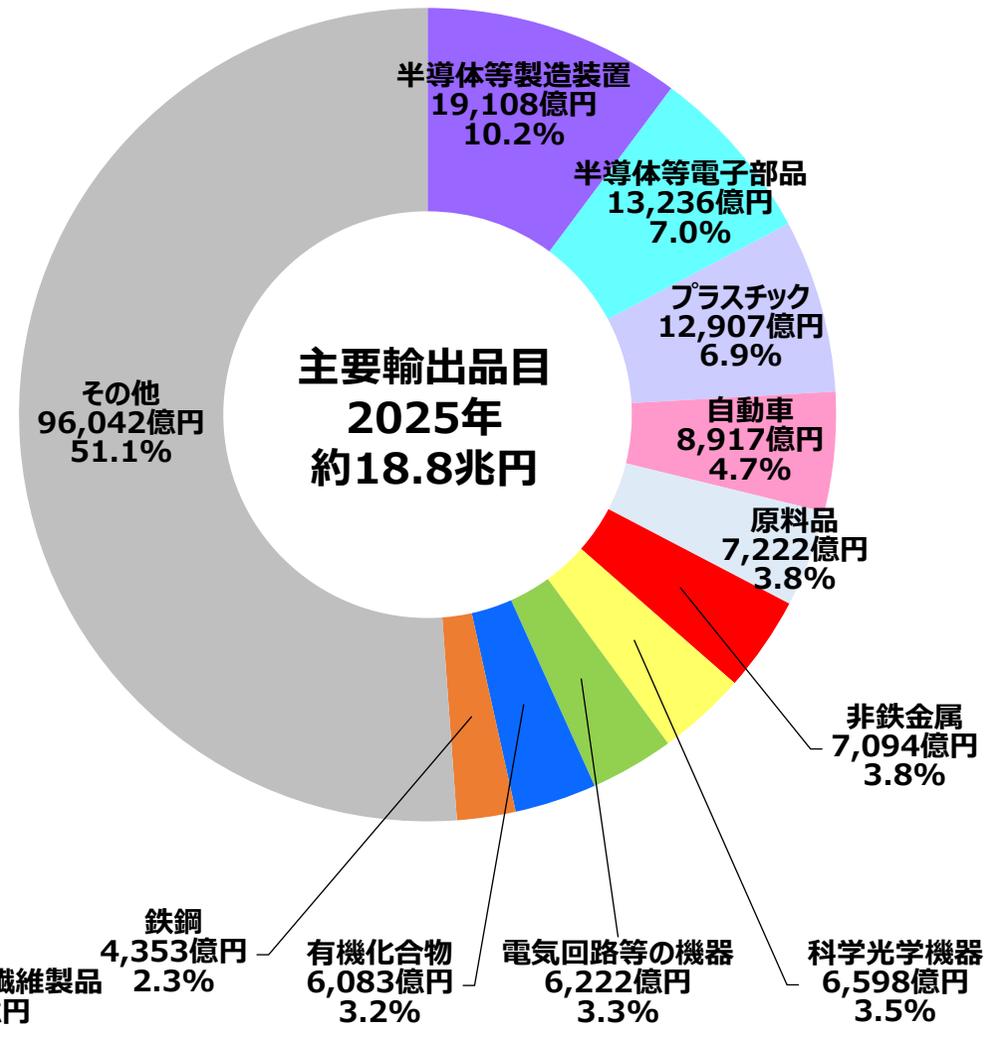
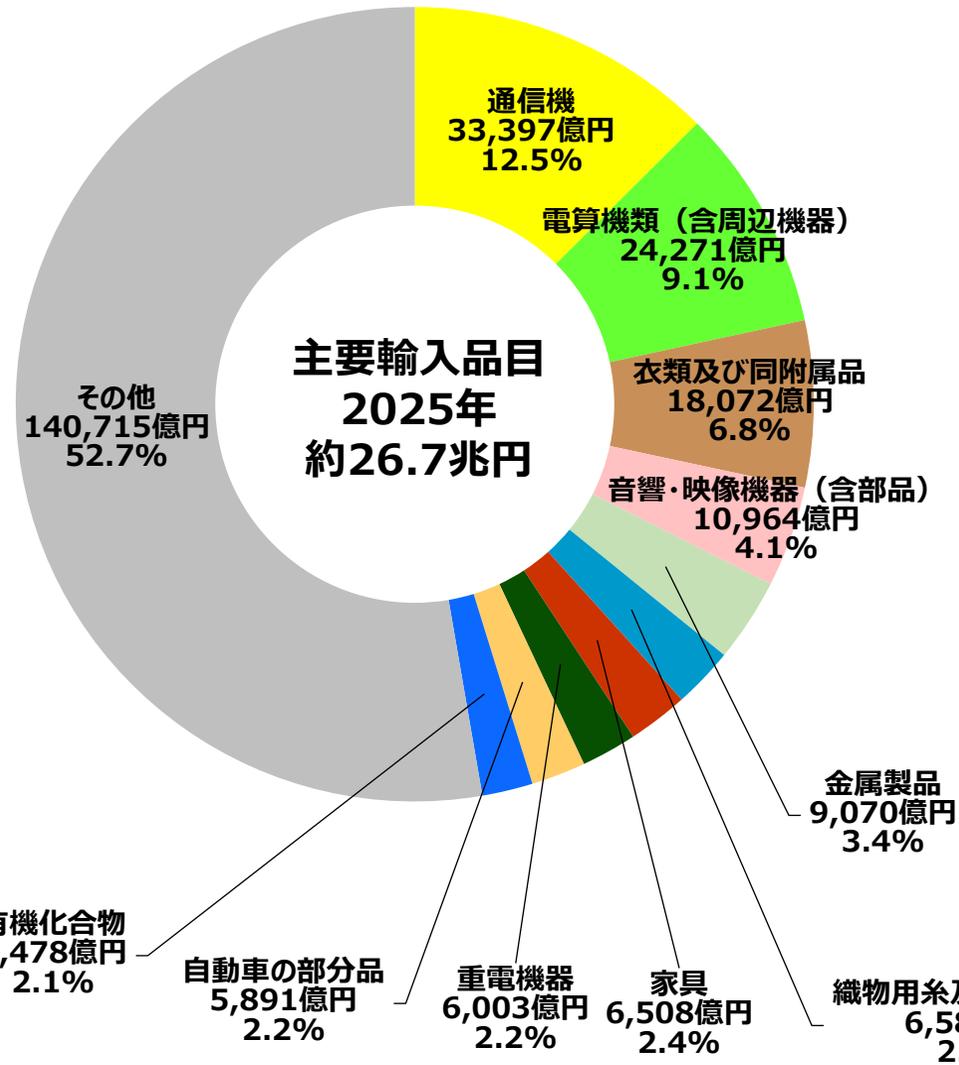
2026年1月
輸出：97,127台
輸入：527台

(輸出：台)

(輸入：台)

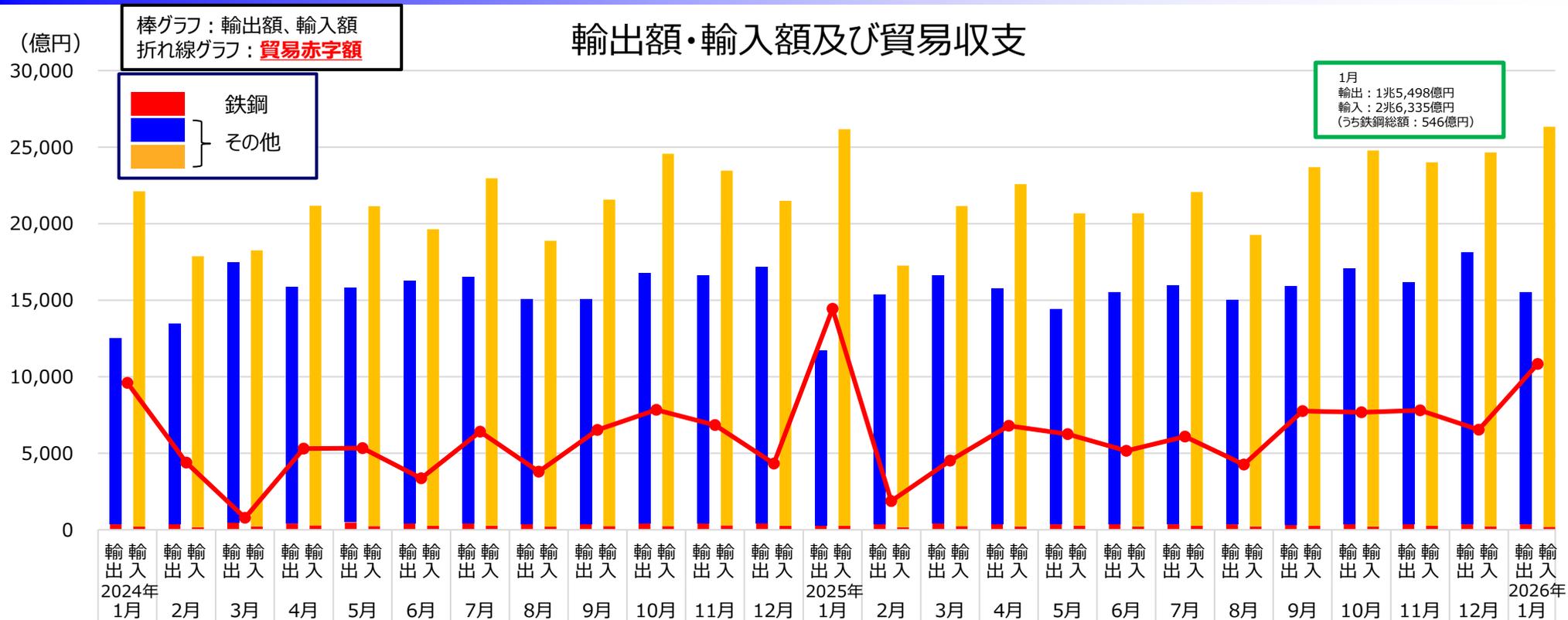


日本の対中品目別輸出入動向（2025年）

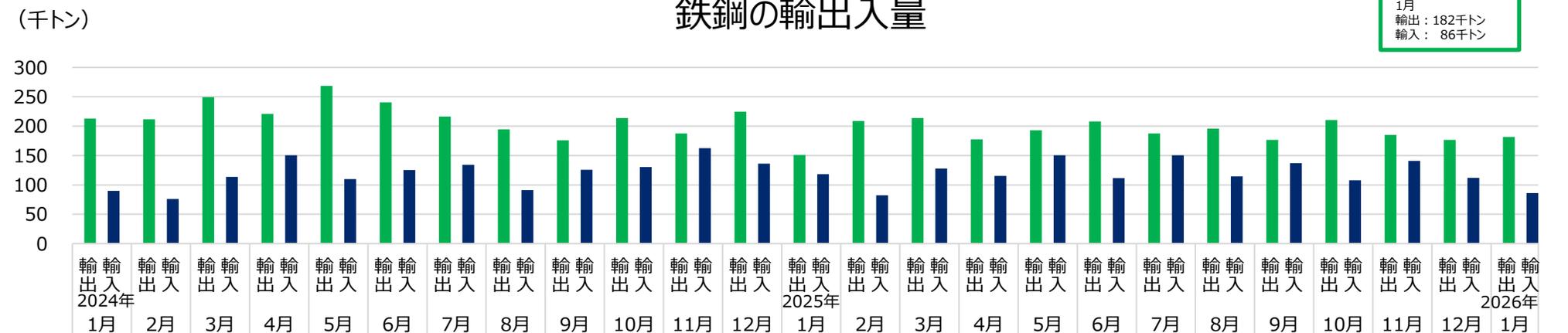


対中貿易収支及び鉄鋼の輸出入状況

輸出額・輸入額及び貿易収支



鉄鋼の輸出入量



全国港別貿易額ランキング（2025年）

単位：億円（未満四捨五入）

輸 出 額					輸 入 額				
順位	港	金額	伸率	全国比	順位	港	金額	伸率	全国比
1	成田空港	229,271	11.7 %	20.8 %	1	成田空港	224,169	8.3 %	19.8 %
2	名古屋	161,776	1.1 %	14.6 %	2	東京	155,859	7.9 %	13.8 %
3	横浜	97,748	6.2 %	8.9 %	3	名古屋	79,648	0.8 %	7.0 %
4	神戸	97,648	0.8 %	8.8 %	4	横浜	78,079	▲0.2 %	6.9 %
5	関西空港	82,100	6.1 %	7.4 %	5	大阪	63,871	4.3 %	5.6 %
6	東京	78,060	▲3.0 %	7.1 %	6	神戸	57,817	▲0.9 %	5.1 %
7	羽田空港	41,854	8.0 %	3.8 %	7	関西空港	47,134	6.5 %	4.2 %
8	三河	37,248	1.5 %	3.4 %	8	千葉	43,811	▲12.3 %	3.9 %
9	大阪	31,246	6.1 %	2.8 %	9	羽田	36,784	0.2 %	3.3 %
10	博多	27,180	5.8 %	2.5 %	10	四日市	20,352	▲13.4 %	1.8 %
全国計		1,104,448	3.1 %	100.0 %	全国計		1,130,932	0.3 %	100.0 %

輸入等の取扱いが多い官署（2025年）

	第1位	第2位	第3位
輸入額 (令和7年輸入額： 約113兆932億円)	東京税関成田税関支署 (約20兆7,793億円、18.4%)	東京税関本関 (約17兆2,412億円、15.2%)	名古屋税関本関 (約7兆7,143億円、6.8%)
海上貨物 (令和7年輸入申告許可・承認件数： 1,541万件)	門司税関 博多税関支署	東京税関 本関	大阪税関 南港出張所
航空貨物 (令和7年輸入申告許可・承認件数： 21,139万件)	大阪税関 関西空港税関支署	東京税関 本関	東京税関 成田航空貨物出張所
国際郵便物	横浜税関 川崎外郵出張所	大阪税関 大阪外郵出張所	東京税関 東京外郵出張所
入国者数 (令和7年入国者数：57,327,726人)	東京税関 成田税関支署 (16,505,104人、28.8%)	大阪税関 関西空港税関支署 (13,708,909人、23.9%)	東京税関 羽田税関支署 (11,822,560人、20.6%)

(注1) 輸入額は貿易統計（9桁速報値）の官署別輸入額を集計。金額は申告時の蔵置官署ベース。記載された官署は、当該官署の下に設置された出張所等を含む（例：東京税関本関の場合は東京税関大井出張所を含む。）。

(注2) 入国者数は出入国管理統計を引用。

1. 貿易統計で見る我が国の輸出入の動向

2. 貿易統計では見えない世界

～20万円以下の輸入の実態とその対処～

3. 不当廉売関税

4. 米国関税措置・対露制裁・経済安全保障

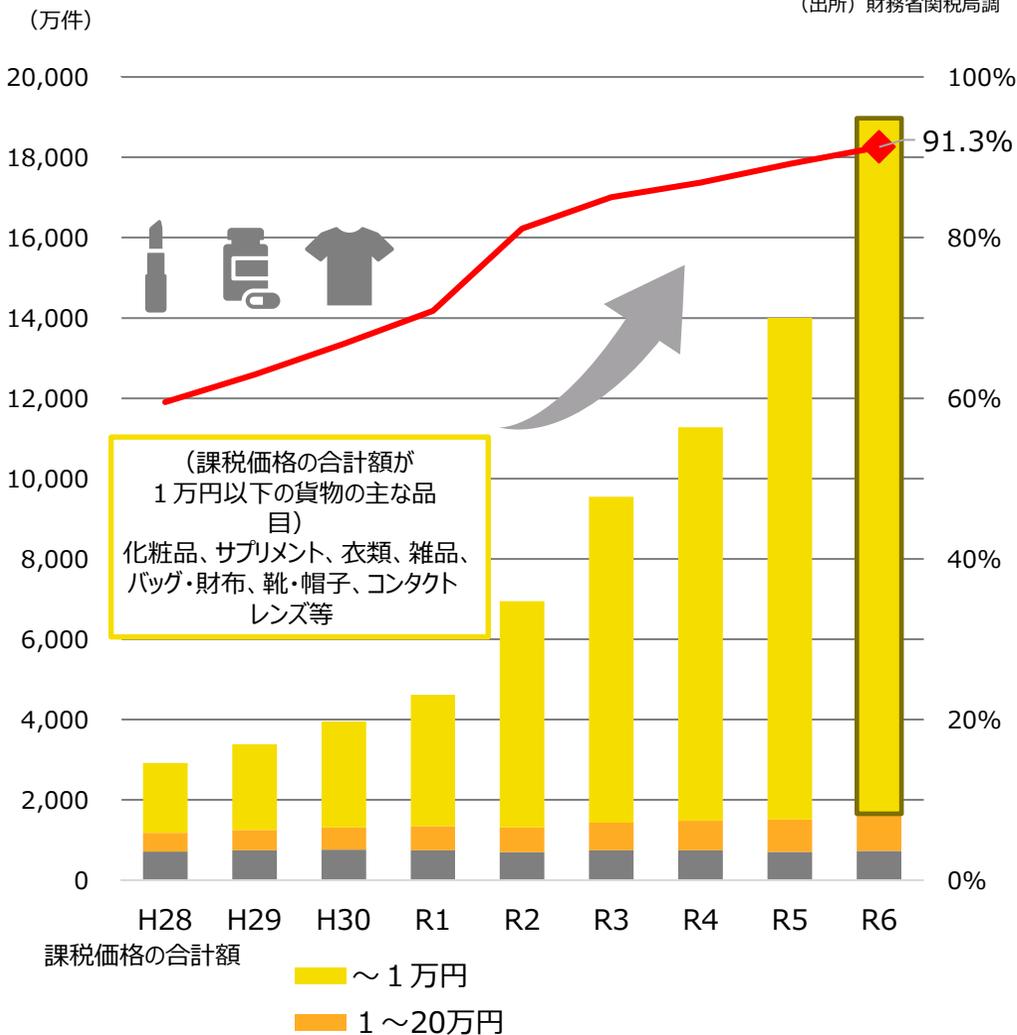
5. EPA

6. 税関行政の中長期ビジョン

急増する少額輸入貨物を取り巻く状況（1）

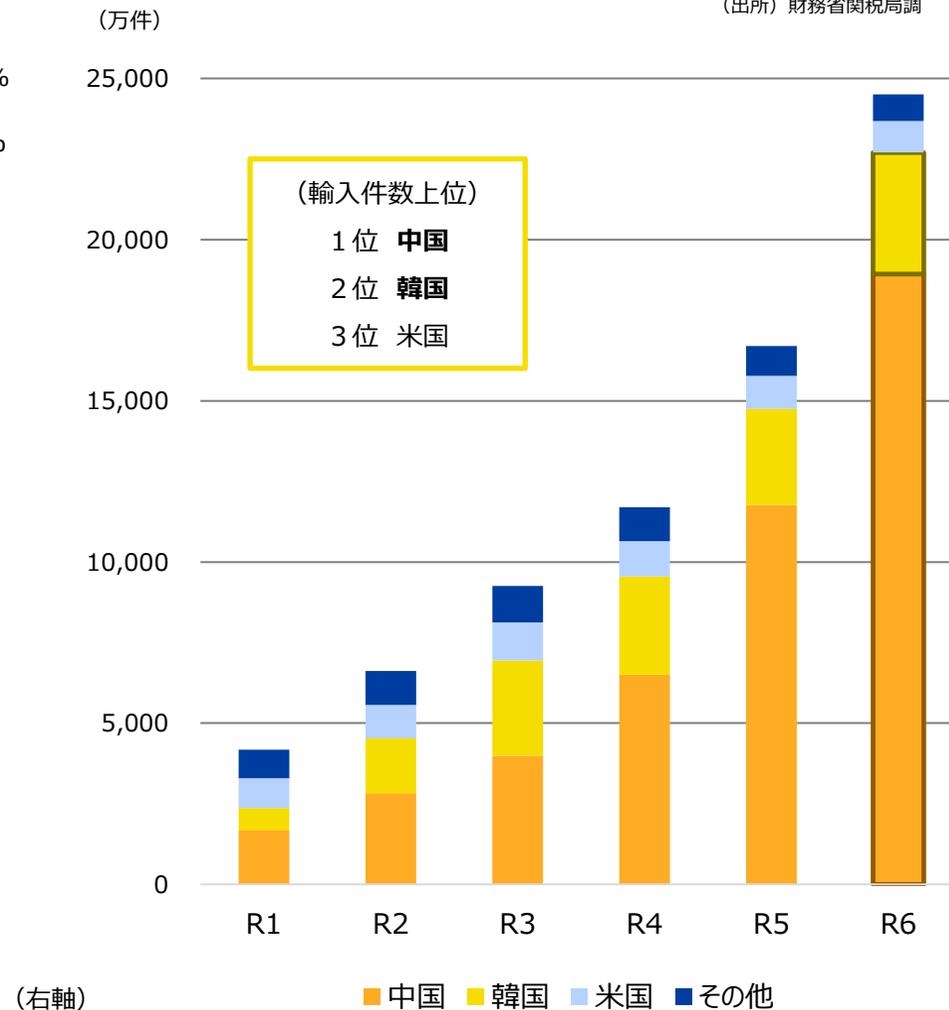
価格帯別の輸入許可件数の推移

(出所) 財務省関税局調



少額輸入貨物の輸入件数の国別推移

(出所) 財務省関税局調



※一輸入申告に複数の品目が含まれている場合は、その品目ごとに原産地を集計。そのため、左グラフの輸入許可件数と合計が一致しないことに留意。

急増する少額輸入貨物を取り巻く状況（2）

関税法違反の摘発事例

(出所) 財務省



【商標権侵害】

摘発年月：令和4年6月

密輸形態：国際郵便物

侵害物品：錠剤

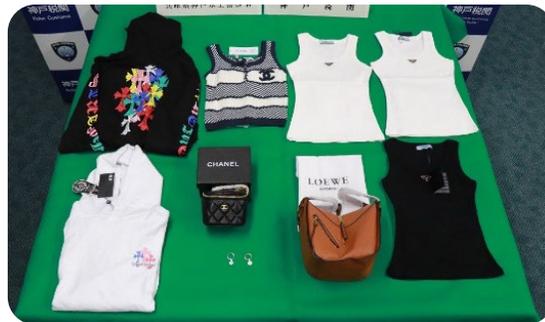


【大麻】

摘発年月：令和5年12月

密輸形態：航空貨物

犯則物件：大麻



【商標権侵害】

摘発年月：令和5年7月

密輸形態：航空貨物

侵害物品：衣類10点

1 MAWBの貨物に対する全量検査

航空輸送では、複数荷主の貨物を1件の大口貨物とし、この輸送単位を1MAWB（マスターエアウェイビル）という。1MAWBあたりの輸入申告件数は1,000件前後。

リスクが高いと思われる輸入貨物について、1MAWB全ての貨物に対して検査を実施。大量の知的財産侵害疑義物品や関税関係法令以外の許可・承認等を要する物品等が見られた。



課題① 通関業者・保税業者の適正な業務運営の確保

- 国際物流において重要なコンプライアンスの一翼を担う、通関業者・保税地域において、外国貨物の蔵置・加工等を行うことにつき税関長から許可等を受けた者（保税業者）の適正な業務運営の確保。

課題② 個人使用貨物の課税価格決定の特例の廃止

- 越境ECサイトで国内消費者向けに商品を販売する国外事業者*と、商品を商業貨物として輸入して国内消費者に販売する国内事業者の間の競争上の不均衡の是正。

* 輸入時に個人使用貨物の課税価格決定の特例（海外小売価格×0.6）が適用可能。

急増する少額輸入貨物への対応①

保稅業者への行政措置について

- 保稅業者は、保稅地域において、税関の輸入許可前の外国貨物を適正に管理する役割を担っている。
- 輸入件数が急増する中、特に通販貨物を扱う保稅業者において、不適正な貨物管理が疑われる事案が発生。
例・輸入許可を受けていない貨物を保稅地域から搬出
 - ・ 滅却予定の知的財産権侵害疑義物品を輸入許可済の貨物と誤認して搬出
 - ・ 保稅地域内で従業員による申告外物品の抜き取り
- 税関は、保稅業者に対して、①助言・指導、②貨物の搬入停止等の処分のいずれかにより、監督を実施。
(通関業者に対する「業務改善命令」に相当する規定が存在しない。)

- 
- 保稅業者が行う業務のより適正な遂行を担保するための規定を整備。
 - ①保稅業者に対する業務改善命令の新設
 - ②保稅業者が適正な貨物管理を行うための体制等を規定した規則を定めることの法定化
 - ③貨物搬出時の確認義務の新設

急増する少額輸入貨物への対応②

課税価格決定の特例（0.6掛け）について

- 本特例は、商業貨物と個人使用貨物との課税の公平性の確保のため、海外旅行の土産品等を念頭に、個人使用貨物に限り、課税価格を「海外小売価格×0.6」とするもの。昭和55（1980）年に法制化。
- 越境EC拡大により、個人消費者向けECサイトで商品を販売する国外事業者と、商業貨物として商品を輸入し消費者に販売する国内小売業者との間での競争上の不均衡が顕在化。国内での再販売目的での本特例の不正利用事例も存在。

競争上の不均衡

（関税率10%の衣服を国外事業者から輸入するケース）

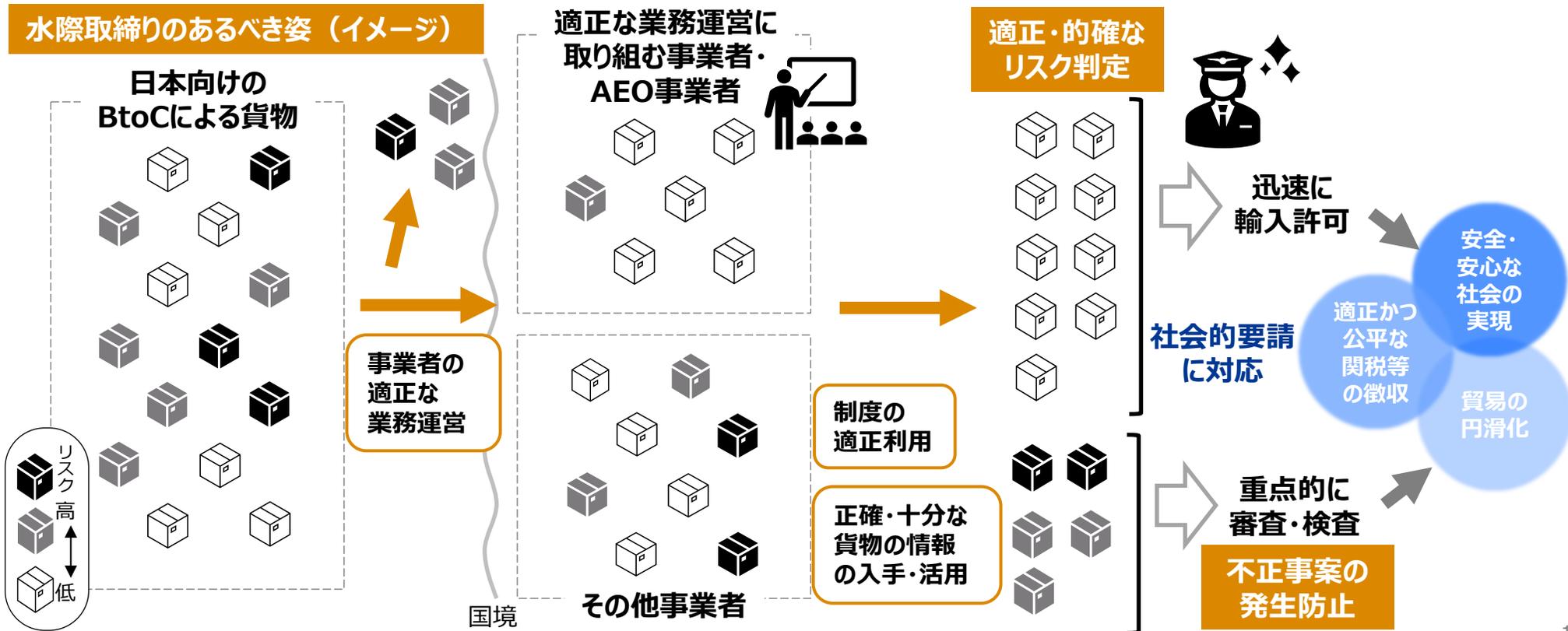


- インターネットの普及や海外旅行の一般化等により、本特例の立法趣旨の前提は消失・変容。
- 競争上の不均衡や特例の不正利用といった課題を踏まえ、適正かつ公平な関税等の徴収の観点から、課税価格決定の特例を廃止。

BtoCによる貨物の水際取締りにおける社会的要請

- 従来のBtoBによる輸入を前提とした水際取締りでは、**社会の安全・安心を脅かす物品等の国内への流入を招く不正事案の発生を防止できないおそれ**に直面している。
- 越境EC拡大に伴うBtoCによる輸入の増大は今後も継続する見込み。したがって、保税業者・通関業者に適正な業務運営を促し、BtoCによる貨物における情報の入手・活用や簡易・迅速な通関手続の適正な利用のための環境を整えることにより、税関が**リスクの高い貨物の審査・検査を重点的に行い、リスクの低い貨物に対しては迅速に輸入許可**を行うことが一層重要と考えられる。
- 税関は、**安全・安心な社会の実現と適正かつ公平な関税等の徴収を確実に**行い、適正かつ迅速な通関処理を通じた**貿易の円滑化**に資することで、**3つの社会的要請に応えていく姿**が望ましいと考えられる。

水際取締りのあるべき姿（イメージ）



少額輸入貨物に関する主な課税制度の概要

- 輸入通関における**納税事務等の負担軽減**を目的の一つとして、
 - ① **少額免税制度**：課税価格の合計額が1万円以下の輸入貨物について関税及び消費税を免除
 - ② **少額輸入貨物に係る簡易税率**：課税価格の合計額が20万円以下の貨物つき7区分の関税率を適用 あり
- 全ての貨物につき、商業貨物と個人使用貨物との**課税の公平性確保**のため③**課税価格決定の特例（0.6掛け）**

課税価格の合計額	商業貨物	個人使用貨物
1万円以下	<p>①少額免税制度 導入年：1989年 概要：関税・消費税を免除 目的：申告納税・賦課課税事務の負担軽減</p>	<p>③課税価格決定の特例（0.6掛け） 導入年：1980年 概要：課税価格＝海外小売価格×0.6 目的：課税の公平性確保 （商業貨物と個人使用貨物）</p>
1万円超 20万円以下	<p>②少額輸入貨物に係る簡易税率 導入年：1993年 概要：7区分の関税率の適用 目的：申告納税・賦課課税事務の負担軽減</p>	
20万円超		

関税に係る少額免税制度：諸外国の少額免税基準

国名	関税	付加価値税等
米国	廃止 (2025年8月)	—
EU	150ユーロ	なし (2021年に廃止)
英国	135ポンド	なし (2021年に廃止)
豪州	1000豪ドル	なし (2018年に廃止)
韓国	150米ドル	150米ドル

(出所) 各国政府HP等

1. 貿易統計で見る我が国の輸出入の動向

2. 貿易統計では見えない世界

～20万円以下の輸入の実態とその対処～

3. 不当廉売関税

4. 米国関税措置・対露制裁・経済安全保障

5. EPA

6. 税関行政の中長期ビジョン

アンチダンピング関税制度の概要・発動実績

- **ダンピング**された輸入貨物に対し、同種のを生産する本邦の産業を保護するため、対象となる国・産品等を指定し、**アンチダンピング(AD)関税**（不当廉売関税）という割増関税を課している。
- AD関税は、ダンピング・マージンの範囲内で課すことができ、WTOルール上、各国に認められている。
- 発動済・発動中18件*、調査中5品目であり、増加傾向。
- 直近の発動実績は、令和7年7月で、中国産**黒鉛電極**に対し、95.2%の割増関税を課している。

【黒鉛電極外観】

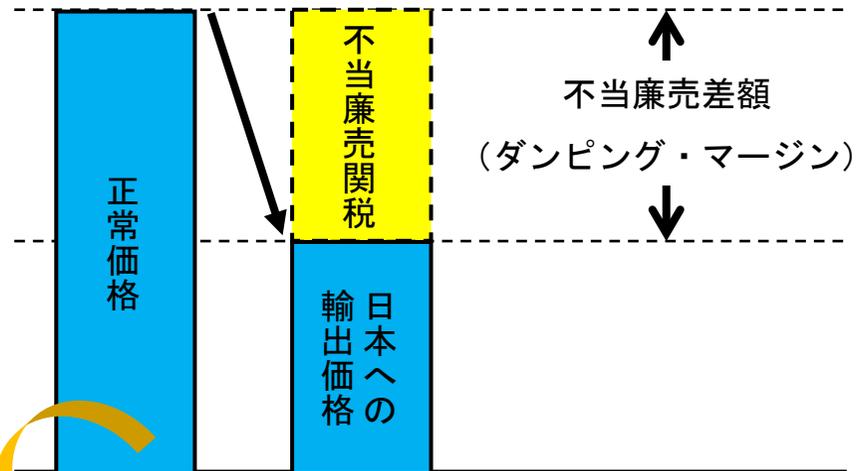


*WTO通知済

課税要件

- ① 不当廉売された貨物の輸入の事実
- ② 当該輸入が不当廉売された貨物と同種の貨物を生産している本邦の産業に与える実質的な損害等の事実
- ③ 本邦の産業を保護する必要性

※ 上記①及び②の事実の有無を調査し、③を総合的に勘案したうえで、課税の可否を判断



1. 輸出国での国内販売価格(原則)、2. 第三国輸出価格又は3. 構成価格

(輸出国が中国(非市場経済国)の場合)

1. 代替国国内販売価格、2. 代替国輸出価格又は3. 代替国構成価格

(※)構成価格:貨物の生産費に同種の貨物に係る通常の利潤並びに管理費、販売経費及び一般的な経費の額を加えた価格

アンチダンピング関税に係る迂回防止制度の創設

制度創設の必要性

- A D 関税の対象製品について、類似品の輸入の増加や、第三国からの輸入の増加が確認されるなど、A D 関税を逃れる迂回が疑われる事例が存在。EUや米国等は迂回防止制度を導入して対処。

(注)「AD関税の迂回」とは、同関税の課税を免れるため、貨物の供給国や品目を変えて輸出を行うこと。

- A D 関税（原措置）の迂回が疑われる貨物に対し、新規A D 調査によらず*、より迅速にA D 関税の原措置と同等の割増関税の課税を可能とし、A D 関税制度を延長・補完し、その実効性を高める。

(* 迂回行為を類型化し、迂回防止調査によって課税要件の充足を判断。)

【韓国及び中国からの黒鉛電極等*の輸入量の推移】

(暦年、トン)

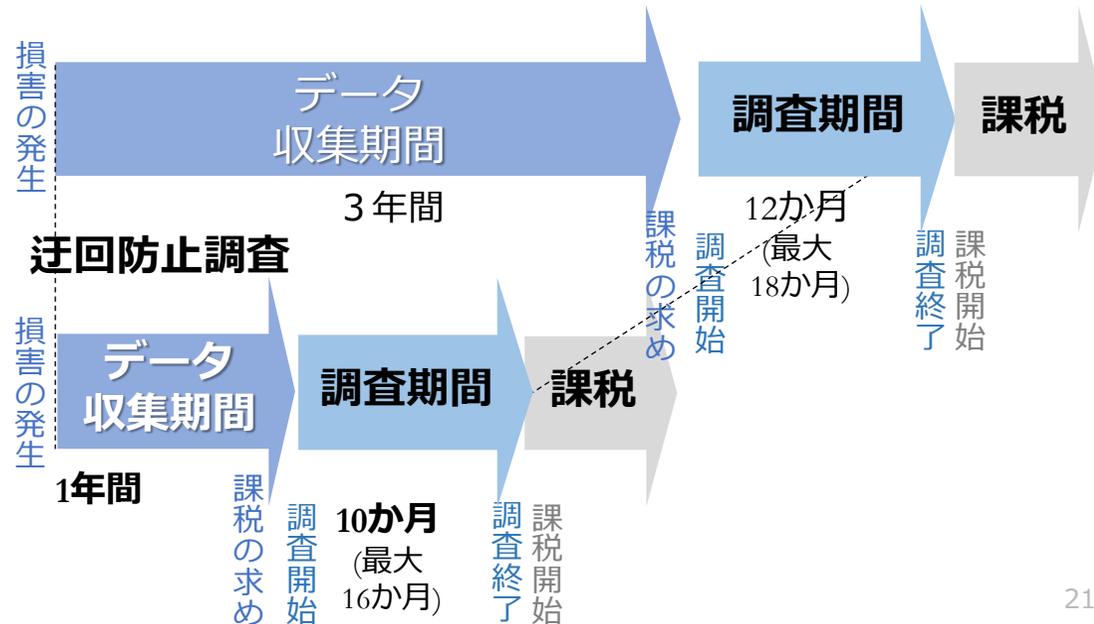
	R3	R4	R5	R6	R7
韓国	0	0	0	0	708
中国	14,498	15,395	13,057	13,444	4,097
世界計	20,073	20,318	17,480	19,939	12,684

(出典) 財務省貿易統計

(*) 品目コード8545.11-010 (炉用炭素電極 (丸形のもの)) の計数

(注) 中国産黒鉛電極に対しては、令和7年7月よりAD関税を発動

原措置調査 (現行のA D 関税課税調査)



1. 貿易統計で見る我が国の輸出入の動向
2. 貿易統計では見えない世界
～20万円以下の輸入の実態とその対処～
3. 不当廉売関税
4. 米国関税措置・対露制裁・経済安全保障
5. EPA
6. 税関行政の中長期ビジョン

- 9月4日（米国時間）、トランプ大統領は、**我が国に対する関税の引下げ措置に関する大統領令**に署名。
- 同日、赤澤亮正・経済再生担当大臣は、ハワード・ラトニック商務長官との間で、**日米間の合意に基づく投資イニシアティブの大枠について、日米の共通理解を確認するための了解覚書に署名**。
- また、日米両国は、7月22日（現地時間）の**日米間の合意におけるコミットメントを再確認する共同声明を発出**。
- 赤澤大臣は、ラトニック長官に対し、**石破総理からトランプ大統領への親書を手交**し、7月22日の日米間の合意の下、同大統領の力強いリーダーシップと日本の力強い投資により、日米関係の黄金時代を共に築いていくことを呼びかけるとともに、同大統領の訪日を改めて招請したいとの石破総理のメッセージを伝達。



大統領令（9月4日（米国時間）署名）

（相互関税）

- 追加関税15% → **15%（含：MFN税率）**（注）

（注）MFN関税率が15%以上の品目には追加関税は課されず、15%未満の品目については15%となる（いわゆる「上乗せなし（Non-Stacking）」）。

- **8月7日から遡及**して適用。
- **従量税**の取扱いは、**欧州連合（EU）の製品に対する取扱いと同一**とする。

（自動車・自動車部品関税）

- 追加関税25% → **15%（含：MFN税率）**（注）

（注）既存MFN税率（2.5%）を含めて15%であり、追加関税は半減。

- **大統領令が連邦官報に掲載された日から7日以内**に、関税表を修正する通知が官報に公表（その時点で関税引下げが発効する旨を米側に確認済み）

（航空機・航空機部品（無人機を除く））

- 追加関税15% → **無税**

- **大統領令が連邦官報に掲載された日から7日以内**に、関税表を修正する通知が官報に公表。

（米国において入手不可能な天然資源・ジェネリック医薬品（その原材料及び化学前駆体を含む））

- 追加関税15% → **相互関税から除外（無税）**

- 具体的な対象品目及び適用開始時期については、商務長官が決定。

ロシア等に対する経済制裁について

1. ロシア等に対する輸出入禁止措置

- 令和4年2月下旬に始まったロシアによるウクライナ侵略に対し、G7各国を中心に、ロシアやベラルーシに対する制裁の一環として、輸出入禁止措置を実施。
- 我が国は、令和4年2月下旬より、外国為替及び外国貿易法により、ロシアやベラルーシ、及び両国以外の国の特定団体に対する輸出禁止措置や、ロシアへの奢侈品、半導体、無人航空機、乗用自動車（ガソリンエンジン車・ディーゼルエンジン車は排気量1,900cc超）、特殊車両等のエンジン及び部品等の輸出禁止措置、ロシアからの機械類・電気機械及び、貴金属、上限価格超で取引される原油・石油製品、非工業用ダイヤモンド等の輸入禁止措置を順次実施。

2. 関税における最恵国待遇の撤回

- 令和4年3月11日のG7首脳声明を踏まえ、ロシアに対するWTO協定税率の適用を撤回し、基本税率（暫定税率の適用があるときは暫定税率）の適用を可能とするため、関税暫定措置法を改正（令和4年4月20日成立、翌21日施行）。
- （注）同日に施行した政令において、ロシアに対する当該措置の期限を令和5年3月31日とした。
- ロシアによるウクライナ侵略が継続しており、G7を始めとする国際社会と引き続き緊密に連携して対応する必要があることから、令和5年3月、令和6年3月及び令和7年3月にロシアに対する当該措置の期限を1年間延長する政令改正を行い、期限を令和8年3月31日とした。
- （参考）最恵国待遇とは、貿易相手国の産品に対して、第三国に与えている条件よりも不利にならない待遇を与えることをいう。

関税局・税関における対応

- 関税局では、第三国を迂回すること等による制裁逃れに係る情報共有等、G7等諸外国と連携。
- 税関では、制裁措置の実効性確保のため、輸出入貨物について、外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業大臣の承認の要否に係る確認を行うなど、第三国迂回による制裁逃れ防止を含め、厳格な水際取締りを実施。

経済安全保障上の脅威への対応

背景・課題

- 安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大。
- 経済安全保障上の脅威への対処が政府全体として重要な政策課題。
 - 経済財政運営と改革の基本方針2025(令和7年6月13日閣議決定)
 - 国家安全保障局を司令塔とする政府全体での経済安全保障の推進体制を強化
 - 経済インテリジェンス能力を強化
 - 先端技術の輸出管理
- 政府全体の方針を踏まえ、関税局・税関としても、情報収集の強化等の取組を進める必要。

取組の概要

- 「軍事転用のおそれのある製品や技術の流出につながる不正輸出等の防止」の観点から以下に取り組む。
 - **情報の収集・分析（インテリジェンス能力）の強化及び適正通関の確保**
国内外の関係機関との連携促進により情報収集・分析能力を強化するとともに、厳格な審査や調査等により適正な輸出通関を確保。
 - **体制強化**
2023年7月に設置した経済安全保障情報分析センター室に加え、輸出事後調査部門、情報管理室（官）、通関部門、旅具通関部門といった経済安全保障の確保に資する部門の体制を強化。職員の専門性向上。
 - **民間事業者との連携**
通関業者等の民間事業者への情報提供、規制対象物品に係る相談対応等を促進。また、経済安全保障の観点から疑義のある取引について、通関業者等の民間事業者に対し情報提供を依頼。
 - **規制対象物品の輸出実績の把握**
統計品目番号の設定等により規制対象物品の輸出実績の適時適切な把握・分析を通じて、不正輸出の防止を図る(経済産業省等と連携)。

1. 貿易統計で見る我が国の輸出入の動向
2. 貿易統計では見えない世界
～20万円以下の輸入の実態とその対処～
3. 不当廉売関税
4. 米国関税措置・対露制裁・経済安全保障
5. EPA
6. 税関行政の中長期ビジョン

我が国におけるE P A等の現状

発効済 (20)

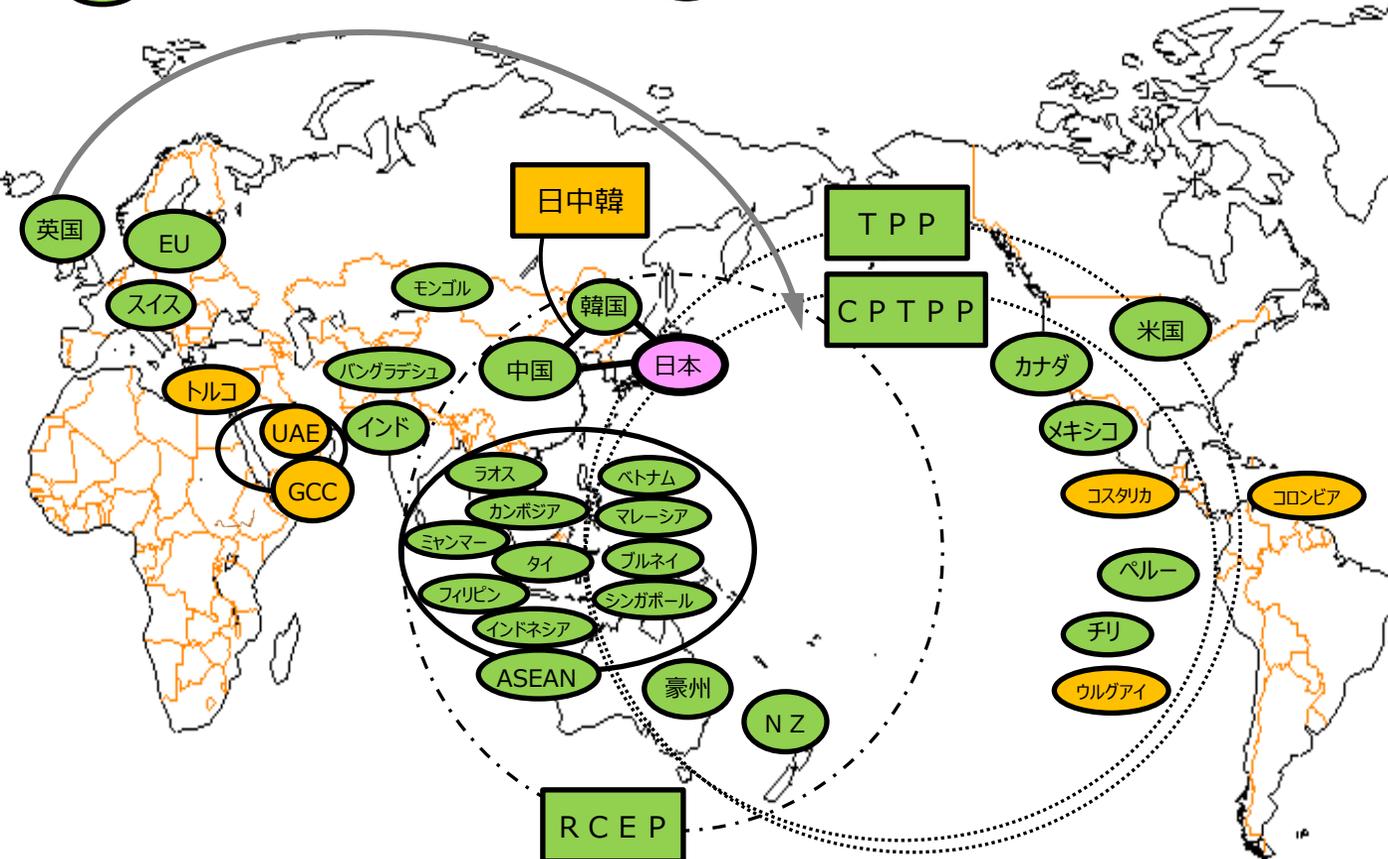
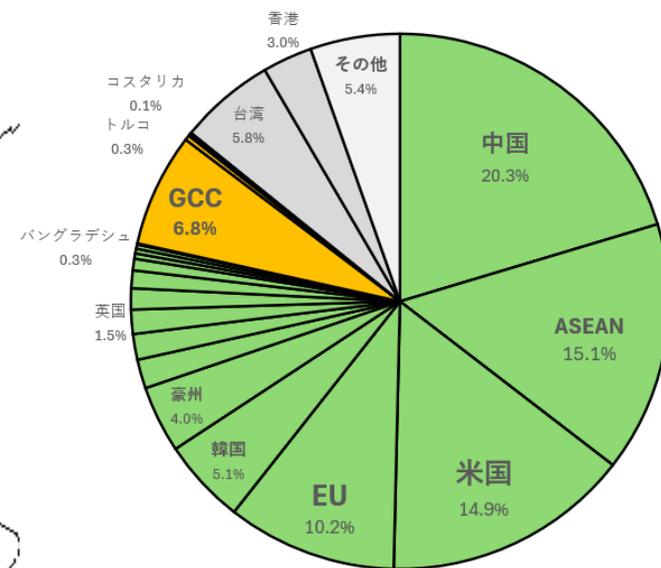
2002.11	シンガポール (2007.9改正)	2008.7	ブルネイ	2012.3	ペルー	2021.1	英国
2005.4	メキシコ (2012.4改正)	2008.12	ASEAN (2020.8改正)	2015.1	豪州	2022.1	RCEP
2006.7	マレーシア	2008.12	フィリピン	2016.6	モンゴル		
2007.9	チリ	2009.9	スイス	2018.12	CPTPP		
2007.11	タイ	2009.10	ベトナム	2019.2	EU		
2008.7	インドネシア	2011.8	インド	2020.1	米国		

署名済 (2)

バングラデシュ (2026年2月)、T P P 12 (2016年2月) ※2017年1月に米国が離脱を表明。

● : 発効済・署名済の国・地域 ● : 交渉中の国・地域

日本の貿易総額に占める国・地域の貿易額の割合 (2025年)



発効済 + 署名済	計 : 78.5%
交渉中 (含む中断中)	計 : 7.4%
発効済 + 署名済 + 交渉中	計 : 85.9%

出典 : 財務省貿易統計

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）

概要

- 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定から米国が離脱した後、日本がリーダーシップを発揮してTPP協定の一部を凍結した上で同協定の内容を実現する新たな協定（CPTPP）について交渉を進め、米国以外の11か国で署名。2018年12月に発効。
- 幅広い分野をカバーした高い水準の新たな共通ルールを維持し、世界に広めていく意義を有する。
- 協定の最高意思決定機関であるTPP委員会（閣僚級）を原則年一回開催。2025年議長国はオーストラリア。
- 2024年12月に英国が加入。現在はコスタリカの新規加入手続中。
- 加入プロセスに関する意思決定は、オークランド三原則（①加入要請エコノミーがCPTPPの高い水準を満たす用意があること、②貿易に関するコミットメントを遵守する行動を示していること、③締約国のコンセンサス）に基づいて行われる。

締約国

メキシコ
日本
シンガポール
ニュージーランド
カナダ
豪州
ベトナム
ペルー
マレーシア
チリ
ブルネイ
英国

これまでの経緯

協定発効前	2010年3月 TPP協定交渉開始（当初は8か国） 2013年7月 日本が交渉参加 2016年2月 署名 2017年1月 日本、国内手続完了を寄託者（NZ）に譲渡、TPP離脱の大統領覚書を出発		2017年3月 TPP閣僚会合：11か国で議論開始 11月 TPP閣僚会合：CPTPP大筋合意 2018年3月 署名式 7月 日本、国内手続完了を寄託者（NZ）に通報 12月 CPTPP発効（署名11か国のうち6か国） ※ 2023年7月 ブルネイを最後に署名11か国全てについて発効				
協定発効後	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
議長国	日本※1	メキシコ	日本	シンガポール	NZ	カナダ	豪州
TPP委員会の開催状況	1月 第1回会合 10月 第2回会合	8月 第3回会合	6月 第4回会合 9月 第5回会合	10月 第6回会合	7月 第7回会合	11月 第8回会合	11月 第9回会合
新規加入に関する動き			2月 英国加入要請 6月 英国の加入作業部会設置（議長：日本） 9月 中国加入要請、台湾加入要請 12月 エクアドル加入要請	8月 コスタリカ加入要請	5月 <u>ウクライナ</u> 加入要請	9月 <u>インドネシア</u> 加入要請 11月 コスタリカの加入作業部会設置（議長：ペルー） 12月 英国の加入議定書が発効※2	8月 <u>フィリピン</u> 加入要請 <u>UAE</u> 加入要請 11月 <u>ウルグアイ</u> の加入作業部会設置 カンボジア加入要請

人口合計

約5.9億人
（全世界の約7.2%）

GDP合計

約15.9兆ドル
（全世界の約14.4%）

貿易総額

約8.5兆ドル
（全世界の約17.6%）

※1 第1回TPP委員会において、2019年は特別措置として日本がTPP委員会議長を務め、2020年以降は国内手続完了の通報順に輪番とすることが決定。

※2 英国に加えて8か国（日本、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ベトナム、ペルー、マレーシア、ブルネイ）については2024年12月15日に発効。豪州については2024年12月1日に発効。

主な動きのある E P A 等

1. バングラデシュ(署名済み)

- 2025年12月22日に大筋合意。2026年2月6日に東京で堀井外務副大臣とボシール商業顧問との間で**署名**。
- 今後、両国において批准に向けた国内手続を行う。

2. UAE (交渉中)

- 2024年9月に交渉開始を決定・公表。7回の交渉会合を実施。

3. GCC (交渉中)

(※)GCC (湾岸協力理事会) : サウジアラビア、アラブ首長国連邦 (UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート

- 2006年に交渉開始。2009年にGCC側が日本を含む全ての国とのFTA交渉を中断。
- 2024年交渉再開。2回の交渉会合を実施。

4. トルコ (交渉中)

- 2014年に交渉開始。17回の交渉会合を実施。直近の交渉会合は2019年12月に実施。

5. インドネシア (協定改正)

- 2023年12月の首脳会談において大筋合意。2024年8月8日に**改正議定書に署名**。
- 両国において発効に向けた国内手続を実施中。

6. CPTPP (加入交渉・協定改正)

- 2025年11月の第9回TPP委員会の結果、
- コスタリカの加入交渉の進展を確認し、ウルグアイとの加入プロセスを開始することを決定。
 - 税関当局及び貿易円滑化を含む5分野について協定改正の交渉開始が決定。

EPA利用支援

1. 政府全体の動き

- 事業者のEPA利用促進に向けた取組については、RCEP協定の発効後、我が国の貿易総額に占めるEPA等発効済の国・地域との貿易額の割合が約8割になったことにより、EPAの利用機会の更なる拡大が見込まれることを踏まえ、より一層の利用促進に向けた支援が必要とされている。

2. 関税局・税関の取り組み

- **情報発信**: 税関HPの利便性向上に加え、EPA解説等の動画をYouTubeに掲載、パンフレットや相手国譲許表等のリンクを税関HPに掲載。
- **説明会の実施**: 事業者ニーズに沿った説明会を開催。昨年は3月に神戸、5月に門司で実施。9月にJETROとの共同説明会を実施。今年1月、日本関税協会主催のRCEPフォローアップセミナーを実施。
- **輸出者支援**: EPA原産地センターにおいて、輸出に関する相談対応強化。
- **アンケートの実施**: 19年度より、事業者ニーズの把握のためのアンケートを実施。現在は隔年で実施。
- **EPA利用推進有識者勉強会**: 24年、財務省関税局において、学識経験者、輸出入事業者、および通関業者と「EPA利用推進有識者勉強会」を開催、昨年1月に報告書を公表。現在は**日本通関業連合会の「EPA関税認定アドバイザー」制度**(財務省が後援する養成講座を経て93名の通関士が認定)の後方支援を実施中。



関税分類・原産地規則などEPAの利用に関する疑問は？

輸出入貨物のHSコードを知りたい

輸出の際に利用できるEPA・関税率は？

原産地はどうやって判断すればいいの？

検認・事後確認への対応はどうしたらいいの？

**EPA関税認定アドバイザー
にご相談ください**

EPA関税認定アドバイザーが解決のお手伝いをします

世界の経済環境が大きく変化する中、企業が事業戦略として経済連携協定（EPA）を十分に活用されていない状況から、日本経済産業省では、EPAの活用に必要な関税分類、原産地規則などのセンターリストで定める関税・貿易手続の専門知識を有する認定アドバイザー制度を導入しました。

認定アドバイザーは日本経済産業委員会が主催（財務省後援）する養成講座を受講し、認定試験に合格した通関士です。EPAのご判断から輸出入通関手続までワンストップでご相談頂けます。

EPA関税認定アドバイザーを調べたい人は

日本経済産業省の関税センターに検索されている認定アドバイザーのリストをご覧ください。

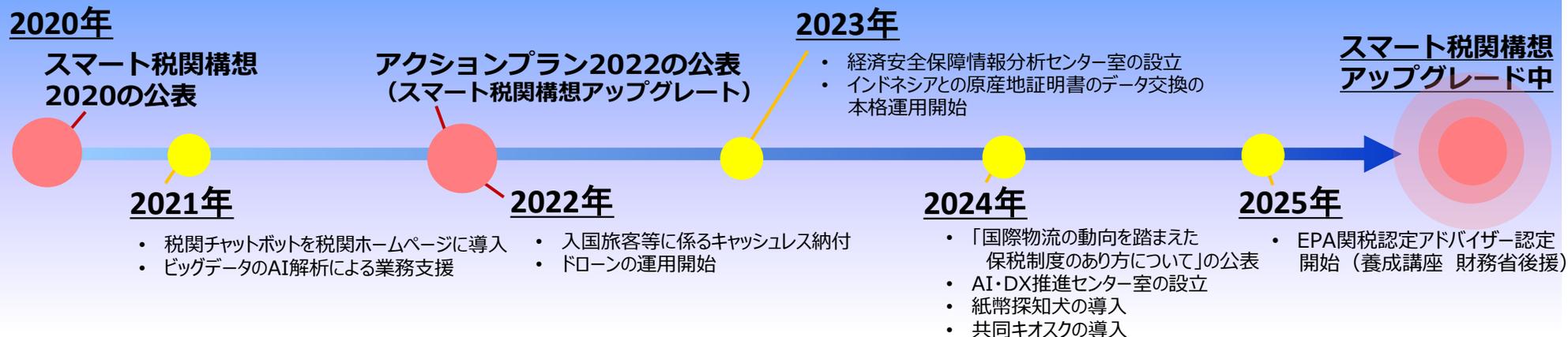
一般社団法人日本通関業連合会 | お問い合わせ Email: jcba@tsukangyo.or.jp
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-26/門19Kビル604号 | TEL 03-3508-2535

1. 貿易統計で見る我が国の輸出入の動向
2. 貿易統計では見えない世界
～20万円以下の輸入の実態とその対処～
3. 不当廉売関税
4. 米国関税措置・対露制裁・経済安全保障
5. EPA
6. 税関行政の中長期ビジョン

スマート税関の実現に向けた施策の主な進捗

税関行政を取り巻く今後の環境変化を見据え、AI等先端技術を活用し、業務の一層の高度化・効率化を進めるとともに、利用者への一層の利便向上を図り、国民の期待に応えられる「世界最先端の税関」を実現させる中長期ビジョンとして、「スマート税関構想2020」を公表。策定後の環境変化やニーズに対応するため、施策をアップグレードして、「スマート税関の実現に向けたアクションプラン2022」を公表した。

「スマート税関構想2020」公表後の施策の主な進捗



2025年 税関の使命と環境変化

安全・安心な社会の実現

- ▶ 少額輸入貨物やクルーズ船含む旅客数急増の中、不正薬物等の密輸手口の巧妙化
- ▶ フェンタニル等の新たな脅威への対応
- ▶ 輸出管理や北朝鮮・ロシア制裁の迂回、マネロンへの対応要請

適正かつ公平な関税等の徴収

- ▶ 出国・輸出時の消費税不正還付、巧妙化する金の密輸や関税の迂回・ほ脱への対策、不当廉売関税調査等の要請の高まり

貿易の円滑化の推進

- ▶ サプライチェーンの再構築等、急変する国際貿易環境の下、日本経済活性化に資する支援のニーズの高まり

アップグレードの検討

労働力人口の減少が予想される中、環境変化や拡大する課題に対し、

- 情報の多角化・分析の高度化
- AI・先端技術等の積極的な活用
- 税関業務の更なるDX化
- 国内外のパートナーとの協働
- 人的・物的体制整備

等により対応すべく、スマート税関構想のアップグレードを検討中。

ご清聴ありがとうございました。

